



新潟県警察  
Niigata Pref. Police

配布先

長岡市記者会  
長岡地域記者会  
新潟県政記者クラブ  
新県政記者クラブ

令和7年10月16日

本紙の投込みを以て解禁

ちょーこく  
記者発表

## 特殊車両・過積載車両の国道・高速道路合同取締り結果

特殊車両の違法運行や過積載車両による、道路・橋梁の損傷や事故を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所が管理する国道8号とNEXCO東日本新潟支社長岡管理事務所が管理する関越自動車道において、長岡警察署及び高速道路交通警察隊長岡分駐隊と共に合同取締りを実施しました。

### 取締り実施結果

取締り日時：令和7年10月15日(水) 14時～16時

取締り場所及び結果

◆国道8号 宮本除雪ステーション（新潟県長岡市宮本1丁目地先）

取締り車両数：2台 うち違反指導を行った車両：2台

<違反指導の内訳>

- ・道路法に基づく特殊車両取締り 2台
- うち 警告（無許可） 2台
- ・道路交通法に基づく過積載車両の取締り 0台

◆E17 関越自動車道 長岡インターチェンジ（新潟県長岡市上除町野田地先）

取締り車両数：0台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、道路利用者に対して規制を周知するとともに、理解していただけるよう呼びかけてまいります。

お問い合わせ先：

【本取締りに関すること】

◆国道8号宮本除雪ステーションでの実施に関すること

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 平塚 洋一郎 [電話] 0258-36-4552（内線431）

◆E17 関越自動車道長岡インターチェンジでの実施に関すること

東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）新潟支社 長岡管理事務所

[電話] 0258-46-4882 平日9:00～17:30

◆過積載に関すること

新潟県 長岡警察署

交通課長 池上 和弥 [電話] 0258-38-0110

下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です

|                  | 道路の構造による限度<br>(車両制限令等)                             |
|------------------|----------------------------------------------------|
| 長さ               | 走行(連結・積載)状態で<br>12m<br>※トレーラ等連結車はほとんどが<br>これを超えます。 |
| 幅                | 積載状態で2.5m                                          |
| 高さ               | 積載状態で3.8m<br>(一部道路では4.1m)                          |
| 総重量<br>(車+乗員+荷物) | 積載状態で20t<br>(一部道路では車両の構造に応じ<br>て最大25t)             |
| 軸重               | 積載状態で最大10t                                         |



#### 【注意】

・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路車両運送法」、「道路交通法」でも定めがあります。

・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です。

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」  
または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください



特殊車両通行の手続きは  
**早い・簡単・便利**  
な通行確認制度で!



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも  
対応できるので、  
荷主様にも大変  
喜ばれています。



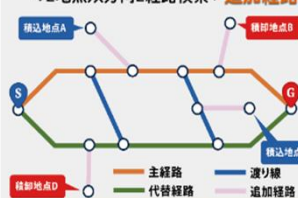
(Y建設会社 B様)

オンラインシステムは  
操作も簡単だし、自動  
で経路検索してくれる  
ので助かります。

／こんな場合に特におすすめ!／

■ 固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い

→2地点双方向2経路検索+追加経路



元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円!

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポットのな依頼、急な依頼が多い

→都道府県検索+追加経路



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円!

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



国土交通省

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に!
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携帯が必要な回答書一式の文書量を削減!
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます!